

PCSA アクションレポート（法律問題研究部会）

平成 29 年 9 月版

第 169 回法律問題研究部会

開催日時 平成 29 年 9 月 30 日（土） 午後 1 時～午後 4 時

開催場所 PCSA 会議室

出席人数 部員 15 名、賛助部員 3 名、正会員企業オブザーバー 1 名、合計 19 名

出席者 <リーダー>

荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社 監査役

<サブリーダー>

八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事 執行役員 業務推進部 部長

<部員>

辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ グループ長

玄 昌起 株式会社ダイナム 営業統括部 業務担当 部長

生島 靖也 株式会社ダイナム 法務・リスク管理部 法務担当

影山 健二 株式会社ニラク 内部監査室 内部監査担当

佐久間 仁 株式会社ニラク 法務部 グループマネージャー

住谷 一真 夢コーポレーション株式会社 運営推進部 部長

斎藤 明 夢コーポレーション株式会社 経営企画室 リスクコンプライアンス担当 マネージャー

吉田 一雄 株式会社 TRY&TRUST 監査

若林 昇 株式会社キョウサン

武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 兼 監査室 課長

小林 正俊 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 係長

志方 崇 株式会社チアエンタープライズ 専務執行役員

西里 実 株式会社三永 経営戦略室 室長

<賛助部員>

國澤 良平 株式会社大商 景品流通部 部長

松本 和人 グローリーナスカ株式会社 BC 営業部 部長

長嶋 敦志 グローリーナスカ株式会社 サブマネージャー

<正会員オブザーバー>

福島 一実 夢コーポレーション株式会社 運営推進部 オペレーション改革グループ

1) 依存問題対策プロジェクトチーム 報告

第 3 回ギャンブル依存症対策推進関係閣僚会議の内容を確認。公営ギャンブル、パチンコの依存対策の内容を確認した。公営ギャンブルの中では競艇が 24 時間の電話相談対応と回復機関への初診料を競艇側で持つという一歩踏み込んだ内容となっている。なお、パチンコ業界は、RSN の電話相談時間の延長、人数増

加、RCPG への外注などが上げられていた。

第 8 回依存問題対策推進会議では、リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の強化について情報を交換した。相談時間延長では午後 4 時以降、午後 10 時までの電話相談対応を追加、新たに 2500 万円の経費を 21 世紀会が費用負担する。RSN 単体では能力的に不足する部分は、RCPG という新たなギャンブル依存対策組織に外注する。この RCPG とは、ギャンブル一般に対する依存症対策の組織となる。安心パチンコパチスロアドバイザーは、10 月より各都道府県遊協が講習会を開催開始する。おそらくは DVD 視聴での講習会となる。また、自己申告プログラムは現在日遊協の依存プロジェクトチームで原案を作成中。

2) 新基準に該当しない遊技機 設置比率アンケート

今年 12 月 1 日が期限の「新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率 30%以下」について、昨年 12 月より継続的会員企業に調査を依頼している。なお、直近の中古機流通協議会にて、上記自主規制を超過した営業所には、中古機の移動、売買、認定などが 180 日間申請出来ないというペナルティが課せられる事が決定している。ただし、移動によって新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が 30%以下になる場合は、申請可能となっている。

3) 風営法規則改正「検定機、認定機、みなし機」対応について

風営法規則改正の付則で示された認定に関する記述は、以前に存在した特殊な検定に対処するための記述で、今直面している現実的な認定に関連する内容ではないので注意されたい。なお、認定の実務的な申請については、全日遊連からの文書（第 209 号 ほとんど同じ内容で各都道府県遊協からも出ている）の内容にあるように今年 10 月から来年 11 月末までの間に平均的に為されるよう、各都道府県公安委員会の対応に注目すべき。また、事前に認定申請をした場合、認定日を一律に 2 月 1 日にするとある。認定申請を出した後に故障した場合には、一旦申請を取り下げて故障を直してから再度申請となる。

4) 法律問題研究部会 質問コーナー

Q1：会員が死亡した場合の貯玉の処理について

状況説明：貯玉会員の遺族の方が、「会員が死亡した」として貯玉の清算を求めています。それについて、皆様のご意見をお聞きたい。

Q1-1：そもそも、会員以外の方に貯玉を清算し、景品を渡すことは法律的に問題が無いのか？

Q1-2：この様な申し出があった場合、皆様の企業では清算に応じているのか？

Q1-3：清算に応じる場合、死亡の確認や、遺族であるという確認はどのようにされるのか？（盗難の懸念があるため）

<問題なしとして所定の手続きを経て遺族に渡している企業>

- ・貯玉はお客様から預かっている物なので、共有や贈与はお客様の自由となる。ただし、本人以外の払い出しには ①会員本人による申出であること（身元確認） ②会員本人の自由意思による申出であることが重要。また、貯玉が膨大な数になれば対応も厳重に変化せざるを得ない。
- ・規約に「会員が死亡した場合は権利を喪失するとあるが、あまりにもそっけないので妻帯者には認めている。

<自社会員規約に基づき、一切第三者には継承しないとしている企業。>

- ・法律的な問題ではなく、会員規約に同意した（貯玉会員に入会した）時点で第三者への譲渡を良しとしていない。

Q2：台風や局所的な大雨等の自然災害や天災等が発生した際の営業実施の可否や営業継続の可否の基準はあるか？ また、営業を途中で止める場合の遊技客への補償基準を設けているか？

※例えば台風が迫ってくる中、行政から出された避難指示や避難勧告を何らかの基準として対応マニュアルに含めているのか。例えば避難指示が出れば、マニュアルに従ってお客に退店を促して閉店など。

- ・基準となるのはストアマネジャーの判断。補償は遊技約款に基づいている。
- ・お客様に危険が及ぶかどうかも含めて店長とエリアマネジャーが判断下している。
- ・台風だったら事前に余裕を持って警告出来る。退店を促すなどはケースによる。
- ・避難指示が出た、災害に伴う停電が 30 分間復旧しないなどで営業を中止している。

Q3：家族申告による「入店制限」について実施可否も含めてどのような意見をお持ちか？

- ・実施する上では制約が多く、実際に事象が発生した場合に考えることとしている。
- ・管理できるシステムがないため今のところ対応する予定はない。

Q4：遊技客の店内での撮影（遊技機の画面や大当たり回数等）を認めているのか。認めているのであれば、どのようなルールで運用しているのか？

- ・店内の写真撮影は原則禁止している。
- ・原則的に認めていない。根拠は、遊技約款第 5 条(9)他のお客様への迷惑（「映り込む可能性がゼロではないので」として）を根拠としています。ただし他のお客様から明に苦情がこない場合には店長の判断で、様子見をした場合もあり。

Q5. ワンデー・カードの当日清算忘れへの対応について

弊社においては、当日限りの精算を原則としつつ、「特例救済」として、翌日以降に清算対応をする事例がある。

この場合に、金銭の精算は、清算に応じるべき事実が確認できれば特に問題ないと思われるが、玉・メダルについては、精算に応じてしまうと、風適法第 23 条第 1 項第 4 号「保管書面の発行禁止」に抵触するのではないかと思われる。

この点について、皆さんのお考えをお聞かせいただきたい。

<抵触しない>

- ・23 条第 1 項 4 号『保管書面の発行禁止』の目的は店外で売買されることを防止することであり、保管すること自体は違法ではないと認識している。ワンデー・カードに金額や玉数が直接記載されていなければ他人がそのカードの価値を知ることが出来ないため、売買の対象となる可能性は低いと考える。よってワンデー・カードその物が保管書面にあらず、玉・メダルの清算に応じても風適法に抵触しないと考える。

<抵触する可能性がある>

- ・法律的には駄目という事で特例として対応をしている。告知などはしていない。

Q6. ゼロ円営業について

遊技料金ゼロ円営業自体は可能と解されているようだが（余暇進 Q&A Q4-13）、ゼロ円という遊技料金設定が可能である（賞品交換なし。）ということであって、例えば、営業面積の外において、お客様に遊技方法をご案内するために、あるいは、気軽にお客様に遊技機に触れていただくことを目的として、無料で遊べる遊技機を設置することは可能なのか。

この場合に、通常と同じ仕様の遊技機を置くと、「営業の用に供するものではない」とは言いにくいように考えられる。だからといって、通常の遊技機と差別化するために、玉・メダルを排出しない仕様にしたと

すると、無承認変更なのでは？ 5号営業？ など、適法理由がなくなっていくように思われる。

実際に、そのような営業を行っている事例があるというなお話を聞いたので（確証なし）、皆様のお考えをお聞かせいただきたい。

- ・営業面積外なので設置することは問題ない可能性はあるものの、基本的には0円営業のルール違反にあたる。また、玉・メダルを排出しない遊技機を設置することは無承認変更と判断される可能性があるので設置しないほうが良いと考える。
- ・ゼロ円営業は、業として成り立っているかどうかを多角的に判断すると思われる。各都道府県警や考案、所轄で確認すべき。

5) パチンコホール法律ハンドブック 2018 改定 新版発行について

法律部会での作業分担を計上した。また、新版発行に当たって部員から意見や要望をアンケートした。更に現場の店長からの意見、要望もアンケートしている最中。まとめたものを新版作成に反映させていく。今後は、10月の理事会で再度本件の審議を依頼する。

6) 次回開催

平成 29 年 10 月 28 日（土）

午後 1 時～4 時

PCSA 会議室

以上